

FC 松本 NorteUNITED 規約

- 第1条 <名 称> 当クラブの名称は FC 松本 Norte UNITED (以下 Norte) とする
- 第2条 <所 在 地> 松本市桐 3-3-13
- 第3条 <目 的> 当クラブは、学校部活動の地域移行における地域クラブとし、
サッカーに対する正しい理解と関心を深め、併せて心身の健全な育成を促し
会員相互の親睦を図ると共に、地域のスポーツ振興に寄与すること、又、
生涯を通じてスポーツを楽しむ基礎を培う事を目的とする。
- 第4条 <組 織> 胡桃澤サッカーアカデミー (以下 KSA) を運営母体とし、下部運営組織として活動を行う。
- 第5条 <役 員> 当クラブは KSA 代表 1 名
担当 1 名
Norte 代表者 1 名
副代表 2 名
会 計 1 名
各参加中学校より、担当者 1 名を副代表として選出する
当クラブ代表は当クラブを代表し、KSA と共に運営する。
副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。
副代表は各校の会員への連絡及び状況把握に努め、スムーズな運営ができるよう
クラブ内での連絡を密にする。
- 第6条 <役員任期> 役員任期は 1 年とする
- 第7条 <運 営> 当クラブは年 1 回総会を開催し、年度会計報告と当クラブの重要事項を決定する
議事は会員の定足数の同意をもって決定する。
時期、場所、議題等については役員会において決定する。
- 第8条 <入会資格> 地域の所属中学校の部活動に所属する者で、当クラブの趣旨に賛同し本規約を確認のうえ、
これを遵守することを承諾した者で、かつ健康状態が当クラブの受講及び施設の利用に支障
のない者とする
又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に署名捺印し提出し、当クラブが
入会に適するもの(以下会員)とする
- 第9条 <会費、参加費> 会費の支払いについては、3,500/月 とする
年会費として 4 月に ¥5,000 を支払う
(選手協会登録費・チーム協会登録費・リーグ参加費・中体連大会参加費・傷害保険加入費用)
遠征参加費その他個人ユニフォーム等必要な費用については、都度別途支払うものとする
年会費、月会費の支払いは月末までに指定の口座に振り込む事とする
一旦納入した会費は、不可抗力の場合を除いては返金しない事とする
- 第10条 <会 計> クラブの会計は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
クラブは、公正かつ適切な処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、
関係者に対する情報開示を適切に行う。

- 第 11 条 <活 動> 活動については、文部科学省、長野県教育委員会、松本市教育委員会の部活動活動指針に沿った活動を行うものとする
中体連組織に加盟し、中体連大会及びリーグ戦に参加する
土日どちらかの日での活動とし、指定の中体連大会前 4 週間は、土日両方の活動を可能とする
- 第 12 条 <指 導> 当クラブは KSA に所属する指導者が指導を行う（有資格者、各校部活担当）
当クラブ会員は、定められた日程、時間に指導を受ける資格を有する
但し、季節天候などにより活動時間、場所が変更及び中止になる場合がある
又、当クラブは天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じた時は、無条件に休部、閉鎖できるものとする
- 第 13 条 <健康管理> 当クラブに所属する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし
当クラブは一切の責任を負わない。
- 第 14 条 <負傷時の処置> 会員が当クラブに活動中にけがをした場合。当クラブにおいて応急処置は行いが、その後の処置については各家庭にて責任をもって行うものとし、当クラブは責任を負わないものとする
- 第 15 条 <保険の加入> 入会と共に、スポーツ傷害保険に加入するものとする。加入手続きは KSA が行う。
傷害事故の場合における補償は、加入する保険会社の契約通りとする
- 第 16 条 <器物破損> 会員が施設内外において故意に器物を破損した場合は、会員の責任と負担において修復をしなければならない。
- 第 17 条 <免 責> 会員は当クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について、当クラブに対し何ら損害賠償を求めないこと、及び当クラブは賠償しないものとする
- 第 18 条 <通知義務> 会員は住所、連絡先等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに当クラブに報告することとする
- 第 19 条 <資格の停止・除名> 当クラブは、会員が以下の事項に該当する時、その他当クラブが会員として不適切と判断した者に対し、会員資格の一時停止、及び除名をすることができる。
1. 会費、その他の支払いを 2 ヶ月以上滞納した者
2. 当クラブの名誉と品格を著しく阻害したもの
3. 本規約に違反した時、または違反したと判断した時
- 第 20 条 <休 会> 当クラブの休会（1 ヶ月以上）を希望する会員は、前月 20 日までに届け出なければならない。
- 第 21 条 <退 会> 退会を希望する会員は、大会希望月の前月 20 日までに、所定の方法により届け出る事とする
但し、3 年生最後の中体連大会、リーグ戦終了後については、この限りではない。

第 22 条 <個人情報の管理> クラブ活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用できる。

クラブは下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための処置が、開示又は提供先において確保されるよう務める。

- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
- (2) 法令などにより開示・提供が求められた場合

クラブの指導者、会員、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することのないよう徹底しなければならない。また、個人情報の取り扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び関係法令などを遵守し、適切に保護しなければならない。

第 23 条 <クラブの解散> クラブは、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

<付則> 当クラブは必要に応じ、随時本規約を改定出来るとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めない事項について、細則を定めることができることとする。

規則の変更及び追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施工する

<発行> クラブ役員は次の役員とする

KSA 代 表	胡桃澤庄治	松本市新村 2854
担 当	小沼和哉	塩尻市塩尻町 792-7
Norte 代 表	四方佑紀	松本市桐 3-3-13
副代表	百瀬典明	松本市開智 2-3-52
副代表	原田聡	松本市里山辺 4725-8
会 計	四方佑紀	松本市桐 3-3-13

FC 松本 Norte United 運営方針

1 活動目標

- (1) サッカーを通じて、健全な少年少女の育成
- (2) 地域社会に貢献できる人材育成
- (3) チーム・指導者・選手ともに向上心を持って成長を目指し、地域に根ざした団体となる
- (4) 常に挑戦者であること

2 目指す生徒像

- (1) 「サッカー」を通して、中学生として身に付けるべき判断力や行動力、人間性を高める。
- (2) 「チーム」の仲間とともに互いを向上させ、集団としての生き方を学ぶ。

3 育てたい力

- (1) 自分に誇りを持てる3年間にしたい。
- (2) 自分で自分を成長させることのできる選手、チームを目指す。
- (3) 自分の土台(日常生活)を大切にし、その上でサッカーに取り組むことを大切にする。
- (4) 感謝すること(家族・仲間・指導者・道具・会場等)のできる選手・チームを目指す。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

- ・サッカーを通して中学生としての「生き方」「考え方」「人間性」を養うことを目的として指導を行っていく。
- ・ユース年代(高校)へつながるよう、サッカー選手とし基礎基本の部分(止める、蹴る、運ぶ、観る、判断する)を大切に日々の練習、試合を行っていく。
- ・体罰・暴言を出さず、選手たちにより専門性の高い指導を行うために(育成年代による発達の違いに応じた指導や、怪我防止や熱中症予防等)、指導者が研修研鑽に努めていく。
- ・安全管理の徹底を行う(ゴールの設置や落雷の可能性のある場合の対応、緊急車両の出入り口の確認等)

(2) 指導者

- 小沼和哉：日本サッカー協会公認 B 級
- 伊藤岳彦：日本サッカー協会公認 A 級 U-15
- 篠原雄飛：日本サッカー協会公認 C 級
- 松井 優：日本サッカー協会公認 C 級取得中

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

- ・長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に沿った活動を行う。
- ・平日1日休日1日の休養日を設定する。(平日は学校部活動となるため、学校とクラブで連絡を取り合い活動時間を把握)
- ・大会参加で土日の活動となった場合は他の日に休養日を設定する。
- ・活動時間は平日2時間程度(部活動)休日2～3時間程度(大会等試合は別)とする
- ・長期休みを利用して長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

- ・ウォーミングアップやクールダウンを丁寧に行い、選手の体調のケアを行う。

(4) 大会への参加

- ・高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ（県リーグ、中信リーグ、複数チームを出場することで、選手の公式戦の出場機会を確保する）
- ・中体連大会（中信大会、県大会、北信越大会、全国大会、新人大会）
- ・その他大会（各地で行われているローカル大会）

FC松本NorteUnited

活動計画

4月	☆1年生入会 ●県リーグ戦開始(開幕は3月の予定) ●中信1・2部リーグ戦開始
5月	☆菅平フェスティバル ※1泊2日予定
6月	○中信大会 ●中信3部リーグ戦開始
7月	○県大会
8月	☆COPA (KSA主催) ○北信越大会 ○全国大会
9月	○市民体育祭秋季大会
10月	○市民体育祭秋季大会 ○中信大会 新人戦
11月	○チラベルトカップ(県大会 新人戦) (●リーグ戦入れ替え戦)
12月	☆三送会 三年生の退会に合わせ、送る会 ○北信越フェスティバル(春先に変更の可能性有)
1月	☆OB戦 旭町・山辺のOBへの参加を声かけ
2月	☆松本NorteUnited 総会 ☆サッカー協会登録・選手登録 サッカー協会登録費+選手登録料(新2~3年生分)
3月	●AFC杯 (KSA主催)

※高円宮杯の県リーグ、中信リーグは4月～10月（入れ替え戦のある場合は11月まで）に開催されるため、サッカー協会から提示されるスケジュールによって活動日が決定される。

※中体連大会は、中体連からのスケジュールによって活動日が決定される。

※地方大会や主催大会、強化合宿については、開催主催者からの予定により検討する。

※上記以外は、練習試合、又は通常土曜日の2～3時間の練習を予定。